

第2章 地域の概況

第1節 地域の概要

対象事業実施想定区域を含む佐久穂町は、長野県の中央東部に位置している。

本地域は、東は群馬県との境をなす秩父山地、西は八ヶ岳連峰がそれぞれ南北に連なり、その両山地から伸びる尾根筋による山地が面積の大半を占めている。山地の間には谷状の平地が細長く伸びており、対象事業実施想定区域は平地に面した山地の山麓部に位置している。秩父山地と八ヶ岳連峰の中央部には、日本最長の流路長を持つ千曲川が南から北へ流れており、両山地からの多数の河川が流れ込んでいる。千曲川は新潟県境で信濃川と名前を変え、やがて日本海まで流れ下る。本地域は多様な自然環境を有し、自然環境と生物多様性の豊かな地域である。

気候は、降水量が年間 1,000mm 以下と少ない。気温は夏と冬の差が大きく、特に冬季は厳しい冷え込みとなる。また一日の日較差も大きく、典型的な内陸性気候である。年間を通じて晴天が多く、国内でも有数の日照時間が多い地域であり、太陽光発電には適している。

対象事業実施想定区域の位置する佐久穂町の地勢は、東側の秩父山地が標高 1,300～1,600m前後、西側の八ヶ岳連峰が 2,200～2,500m前後であり、平地は 730m程度である。

対象事業実施想定区域の大部分はアカマツ群落、カスミザクラコナラ群落、スギ植林からなる森林が占めている。対象事業実施想定区域の周辺は、平地部分は農地と集落が混在し、山地部は森林である。

主要交通は、千曲川沿いに国道 141 号が南北に伸び、佐久市と山梨県を結んでいる。現在、国道 141 号に並行して、上信越自動車道と中央自動車道を結ぶ中部横断自動車道が建設中である。

鉄道路線は、JR 小海線が通じている。

また、対象事業実施想定区域の西側では、本事業の事業者と同じ株式会社一条メガソーラーが、太陽光発電所「一条メガソーラー 長野佐久穂海瀬発電所（仮称）」（敷地面積 61.18ha、発電規模約 30MW）を計画しており、現在、環境影響評価手続きを実施している。

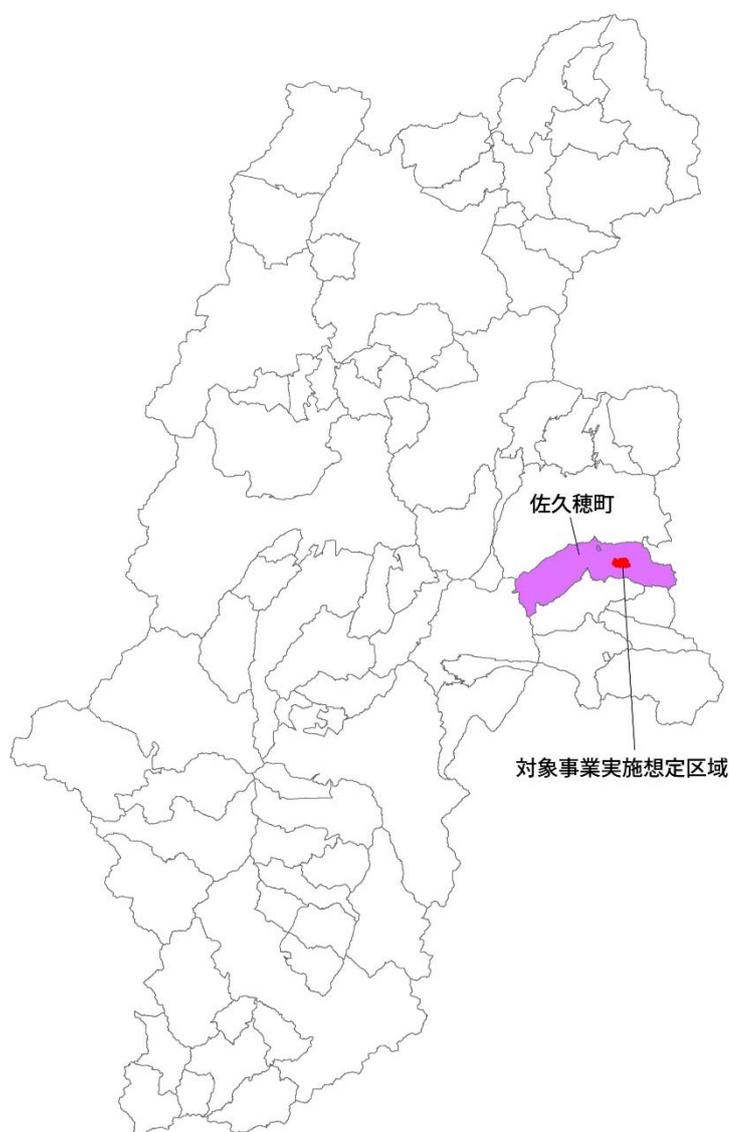


図 2-1-1 対象事業実施想定区域位置

第2節 社会的状況

対象事業実施想定区域及びその周辺の社会的状況を表 2-2-1～4 に示す。

表 2-2-1 対象事業実施想定区域内及びその周辺の社会的状況

調査項目		調査内容
2-1 人口及び 産業の状況	1. 人口	佐久穂町の平成 27 年国勢調査における人口及び世帯数は、11,186 人、4,014 世帯、人口密度は 59.5 人/km ² となっている。 佐久市の平成 27 年国勢調査における人口及び世帯数は、100,552 人、38,487 世帯、人口密度は 234.6 人/km ² となっている。なお、佐久市平林岩水の平成 27 年国勢調査における人口及び世帯数は、124 人、44 世帯である。
	2. 産業	平成 27 年の産業（大分類）別従業者数では、佐久穂町、佐久市とも「製造業」が最も多い割合を占めている。
2-2 交通の状況		対象事業実施想定区域へのアクセス道路となる、国道 299 号の交通量は、佐久穂町大日向 4000 地先で 919 台/12 時間となっている。 また、佐久穂町には、東日本旅客鉄道小海線が町の中央を南北に通じており、対象事業実施想定区域の最寄り駅は海瀬駅となっている。
2-3 土地利用の 状況	1. 土地利用	対象事業実施想定区域は山林及び畑であり、長野県土地利用基本計画においても、森林地域、農業地域及び都市地域に区分されている。
	2. 都市計画	対象事業実施想定区域の一部は都市計画区域に指定されているが、用途地域の指定はない。
2-4 環境保全についての 配慮が必要な施設の状況		佐久穂町には、学校が 2 箇所、図書館が 1 箇所、病院等が 7 箇所、社会福祉施設等が 34 箇所ある。また、対象事業実施想定区域及びその周辺にはない。 なお、佐久市の飛地である佐久市平林岩水には学校、図書館、病院等、社会福祉施設等はない。
2-5 水域の利用 状況	1. 河川、湖沼 及び地下 水の利用 状況	①水道水源としての利用状況 平成 28 年 3 月 31 日現在の上水道の普及率は、佐久穂町で 98.5%、佐久市で 99.8% である。 ②地下水の利用状況 佐久穂町では、地下水の適正な利用と保全を目的に、「佐久穂町地下水保全条例」（平成 24 年 9 月 25 日条例第 18 号）を制定している。この条例では、新たに地下水を採取使用とする場合には、あらかじめ町長へ申請し、許可を受けることを義務づけている。また、1 日当たり 100m ³ 以上の地下水を採取しようとする場合には、許可申請前の協議を義務づけている。 また佐久市では、「佐久市地下水保全条例」（平成 24 年 6 月、佐久市条例第 27 号）を制定している。この条例では、佐久市内全域を井戸の設置及び地下水採取の規制区域としており、井戸を設置する際には許可申請または届出が必要である。
	2. 漁業として の利用状 況	対象事業実施想定区域及びその周辺を流れる千曲川及びその支流には、第 5 種共同漁業権が設定されている。対象事業実施想定区域近傍を流れる抜井川は、佐久漁業協同組合の管内である。 漁業権魚種は、あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、かじか、うなぎ、わかさぎ、にじます、やまめ、いわな、しなのゆきますの 12 種類である。
2-6 環境整備の 状況	1. 下水道の 普及状況	①下水道普及率 平成 28 年度末現在の下水道普及率は、佐久穂町で 96.6%、佐久市で 97.5% である。また、平成 27 年 10 月 1 日現在の水洗化率は佐久穂町で 87.2%、佐久市で 92.5% である。
	2. 廃棄物の 処理状況	①一般廃棄物 佐久穂町では、平成 19 年度に清掃センター焼却炉を廃止したため、可燃ごみの焼却・最終処分を民間委託している。古紙、ペットボトル、空き缶、布類、その他プラスチックは清掃センターで中間処理後、処理を民間委託している。 佐久市では、可燃系のごみは佐久クリーンセンター及び川西清掃センターの 2 ヶ所で焼却処理を行っている。ごみの堆肥化は、佐久市堆肥製産センターで、資源化は佐久市うな沢第 2 最終処分場、川西一般廃棄物最終処分場、佐久市宇とう南沢処理場で行っている。 ②産業廃棄物 平成 25 年度の長野県全体からの産業廃棄物排出量約 434 万 1 千 t のうち、98.1%にあたる約 426 万 t が直接及び中間処理後に再資源化（リサイクル）・減量化されており、排出量の 1.9%にあたる約 8 万 1 千 t が最終処分されている

表 2-2-2 対象事業実施想定区域内及びその周辺の社会的状況

【2-7 環境保全を目的とした関係法令による指定、規制等の状況（大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水、土壌）】

区分	法令等	規制・基準	対象事業実施想定区域及び周辺地域の区域等の指定状況
大気質	環境基本法	大気汚染に係る環境基準	－（区域を定めず指定）
	大気汚染防止法 ダイオキシン類 対策特別措置法	大気汚染に係る規制基準	－（区域を定めず指定）
騒音	環境基本法	騒音に係る環境基準 ・道路に面する地域に係る 環境基準 ・幹線交通を担う道路に 近接する空間の環境基準	対象事業実施想定区域及びその周辺では、騒音に係る環 境基準の地域の類型が設定されていないため、騒音に係る 環境基準は適用されない。
	騒音規制法	工場・事業場騒音 ・特定工場等に係る規制基準	対象事業実施想定区域及びその周辺では、騒音に係る特 定工場等の規制地域の指定はない。
		自動車騒音 ・道路に面する地域の 要請限度	対象事業実施想定区域及びその周辺では、騒音に係る自 動車騒音の区域指定がないため、騒音規制法に基づく道路 に面する地域の要請限度は適用されない。
	建設作業騒音 ・特定建設作業騒音に係る 騒音の規制基準	対象事業実施想定区域及びその周辺には、騒音規制法に 基づく特定建設作業の規制区域の指定はない。	
振動	振動規制法	工場・事業場振動 ・特定工場等に係る振動の 規制基準	対象事業実施想定区域及びその周辺には、振動規制法に 基づく特定工場等に係る振動規制地域の指定はない
		道路交通振動 ・道路交通振動の要請限度	対象事業実施想定区域は、区域の区分に指定されていな い。
		建設作業振動 ・特定建設作業の 規制に関する基準	対象事業実施想定区域及びその周辺には、振動規制法に 基づく特定建設作業に係る規制地域の指定はない。
悪臭	悪臭防止法	特定悪臭物質の規制基準 悪臭規制地域等の指定	対象事業実施想定区域は、悪臭規制地域に指定されてい ない。
水質	環境基本法 ダイオキシン類 対策特別措置法	人の健康の保護に関する 環境基準 生活環境の保全に関する 環境基準 ダイオキシン類に関する 水質の環境基準	対象事業実施想定区域は千曲川水系に位置しており、区 域内の河川には類型区分の指定はないが、対象事業実施想 定区域周辺の西側を流れる千曲川がA類型に指定されて いる。
	水質汚濁防止法 ダイオキシン類 対策特別措置法	排水基準・上乗せ排水基準	対象事業は、水質汚濁防止法及び長野県公害防止に関す る条例に基づく特定施設を設置する計画はない。
地下水	環境基本法 ダイオキシン類 対策特別措置法	地下水の水質汚濁に係る 環境基準	－（区域を定めず指定）
土壌	環境基本法 ダイオキシン類 対策特別措置法	土壌の汚染に係る環境基準	－（区域を定めず指定）
廃棄物	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	「廃棄物」の排出抑制、 再使用、再生利用及び その適正利用	長野県は「建設リサイクル法」（に基づく特定建設資材 等の分別解体及びリサイクルの指針である「長野県建設リ サイクル推進指針」（平成 14 年 5 月、長野県）において、 平成 22 年度における建設副産物の再資源化等の目標値を 設定しており、次期指針が策定されるまで平成 22 年度の 目標値を参考にすることとしている。
温室 効果ガ ス	長野県環境エネ ルギー戦略 ～第三次長 野県地球温暖化防止 民計画～	温室効果ガスの 総排出量の削減目標	長野県は、温室効果ガスの総排出量の削減目標として、 1990（平成 2）年度比で 2020（平成 32）年度までに 10%、 2030（平成 42）年度までに 30%削減し、長期的には 2050 （平成 62）年度までに 80%削減することを掲げている。

表 2-2-3 対象事業実施想定区域内及びその周辺の社会的状況

【2-7 環境保全を目的とした関係法令による指定、規制等の状況（自然保護等に係る環境関連法令等）】

法令等	内容		対象事業実施想定 区域及びその周辺*	うち対象事業 実施想定区域
自然公園法及び 長野県立自然公園条例	国立公園・国定公園		○	×
	県立自然公園		×	×
自然環境保全法	原生自然環境保全地域		×	×
	自然環境保全地域		×	×
長野県自然環境保全条例	長野県自然環境保全地域		×	×
	郷土環境保全地域		×	×
	大規模開発調整地域		○	○
佐久穂町環境保全条例	大規模開発行為の規制		○	○
佐久市自然環境保全条例	自然環境保全地区		○	○
	環境保全地区		×	×
絶滅のおそれのある野生 動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区		×	×
長野県希少野生動植物保 護条例	生息地等保護区		×	×
文化財保護法等	名勝、天然記念物等		○	×
鳥獣の保護及び狩猟の適 正化に関する法律	鳥獣保護区		○	×
	特別保護地区		×	×
都市緑地保全法	緑地保全地区		×	×
都市計画法	風致地区		×	×
森林法	地域森林 計画対象 森林	民有林	普通林	○
			保安林	○
	地域別の 森林計画 対象森林	国有林	普通林	○
			保安林	○
国有林野の管理経営に関 する法律に基づく地域管 理経営計画	保護林		×	
	レクリエーションの森		×	
長野県ふるさとの森林づ くり条例	森林整備保全重点地域		×	
農業振興地域の 整備に関する法律	農業振興地域		○	
景観法	景観重要公共施設の整備に関 する事項		×	
	景観重要建造物		×	
	景観重要樹木		×	
景観法及び 長野県景観条例	景観育成重点地域		×	
	景観育成特定地区		×	
	景観計画地区 (一般地域)		○	
長野県水環境保全 条例	水道水源保全地区		×	
長野県豊かな水資源の保 全に関する条例	水資源保全地域		×	

注1) 有：○ 無：×

注2) *：対象事業実施想定区域及びその周辺とは、対象事業実施想定区域を含む佐久穂町のうち、図 1-6-1 (p4 参照) に示す範囲。

表 2-2-4 対象事業実施想定区域内及びその周辺の社会的状況

法令等	内容	対象事業実施想定 区域及びその周辺*	うち対象事業 実施区域
砂防法	砂防指定地	○	×
地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	×
	ぼた山崩壊防止区域	×	×
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	×
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域 (土石流)	○	○
	土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地の崩壊)	○	×
	土砂災害特別警戒区域 (地すべり)	×	×
	土砂災害警戒区域 (土石流)	○	○
	土砂災害警戒区域 (急傾斜地の崩壊)	○	×
	土砂災害警戒区域 (地すべり)	×	×

第3節 自然的状況

対象事業実施想定区域及びその周辺の自然的状況を表 2-3-1 に示す。

表 2-3-1(1) 対象事業実施想定区域内及びその周辺の自然的状況

調査項目		調査内容
3-1	気象の状況	<p>長野県の中央東部に位置する佐久穂町は、東西を山々に囲まれた谷状の盆地であり、気温の較差が大きく、降水量が少ない等、典型的な内陸性気候を示す高燥冷涼地である。また、年間を通じて晴天が多く、国内でも有数の日照時間が多い地域となっている。</p> <p>対象事業実施想定区域の最寄りの佐久地域気象観測所による観測結果では、年平均気温は 10.9℃、年平均風速は 1.3m/s、年平均降水量は 925.5mm である。</p>
3-2	水象の状況	<p>河川</p> <p>対象事業実施想定区域の北側を流れる抜井川は、群馬県境の十石峠を源として、佐久穂町東部を西に流下し、途中、都沢川、霧久保川、横沢川、横内川、余地川、猫谷川、親沢川、曾原川を合流しながら、対象事業実施想定区域の西側を北へ流れる千曲川に注いでいる。</p> <p>対象事業実施想定区域は抜井川の流域に該当し、区域内を流れる水は北方向へ流下して抜井川に合流する。</p>
	湖沼・ため池	<p>対象事業実施想定区域を含む佐久地域は、年間降水量が 1,000mm 以下と降水量の少ない地域であり、灌漑のための多数のため池が築造されている。</p>
3-3	地象の状況	<p>地形</p> <p>対象事業実施想定区域は、秩父山地から伸びる小起伏山地、山麓地、中起伏山地、砂礫台地が分布している。</p>
	地質	<p>対象事業実施想定区域が位置する茂来山北斜面（抜井川以南）の地質は、硬質な岩盤である基盤岩類とこれを覆う未固結の堆積物からなる。基盤岩類は、異地性岩体、秩父帯堆積岩類、泥質堆積岩類とこれらに貫入した珪長質深成岩類が主に山地斜面に分布・露出するとされている。未固結の堆積物は、山麓地に火山砕屑物からなる火山山麓扇状地堆積物、抜井川沿いの台地に主に河成の砂質～礫質堆積物かたなる高位段丘堆積物、低位段丘堆積物、河川や溪流の谷底に崩壊・土石流堆積物、氾濫原堆積物が分布するとされている。</p>
	注目すべき地形地質	<p>日本の地形レッドデータブック（第 1 集）危機にある地形」（2000 年、古今書院）によると、対象事業実施想定区域及びその周辺には保存すべき地形はない。</p>
	地すべり及び崩壊等の発生状況	<p>対象事業実施想定区域の東側近辺は、土石流に係る土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている。</p>
	災害履歴等	<p>近年の大きな災害としては、平成 11 年 8 月 14 日から 15 日にかけての熱帯低気圧の被害であり、8 月 14 日には、佐久地域気象観測所において 1 時間最大 24mm、日合計 205mm を記録し、旧佐久町では死者 1 名が出たほか、道路崩壊や崖崩れ、河川や道路、農地被害などの被害が記録されている。</p> <p>平成 26 年 1 月から 3 月にかけての記録的な大雪被害では、特に 2 月 8 日からの雪により、軽井沢地域気象観測所において、2 月 8 日の日降雪量が 31cm に達し、その後、14 日に 36cm、15 日に 52cm の日降雪量を記録し、農作物や林業に大きな被害が記録されているほか、融雪洪水により床下浸水が 1 戸記録されている。</p> <p>「佐久穂町危険箇所マップ」（佐久穂町、平成 24 年 10 月作成）によると、対象事業実施想定区域及びその周辺に災害履歴の記録はないが、対象事業実施想定区域内に、水害の危険箇所が 2 箇所存在する。</p>
3-4	動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	<p>1. 植物・植生の概要</p> <p>第 3 回自然環境保全基礎調査植生調査」によると対象事業実施想定区域及びその周辺では、クリーミズナラ群落、カスミザクラコナラ群落、伐跡群落、カラマツ植林、畑地雑草群落、水田雑草群落、造成地の計 7 群落を確認されている。</p> <p>現地概略調査により作成した現存植生図では、対象事業実施想定区域において、アカマツ群落（当該地域のアカマツ林は植林と二次林があるとされているが、区別が困難であるためアカマツ群落として扱う）、ミズナラ群落、コナラ群落、伐採跡地群落、カラマツ植林、スギ・ヒノキ植林、ハリエンジュ群落、畑地雑草群落、スキ草地の計 9 群落を確認した。</p> <p>対象事業実施想定区域は標高 830～1,200m の山地帯にあたり、森林植生の占める面積が多く、大部分が植栽後 40 年以上経過したカラマツ植林で占められている。高標高の立地には、ミズナラ群落、低標高の立地にはコナラ群落などの代償植生が見られる。また、尾根を中心に小規模なアカマツ群落が多数散在する。抜井川流域の低地には、集落や水田雑草群落、畑地雑草群落、造成地が分布する人里環境となっている。</p>

表 2-3-1(2) 対象事業実施想定区域内及びその周辺の自然的状況

調査項目	調査内容	
(続き) 3-4 動植物の生息 又は 生育、植生及び生態系の状況	・植物相の概要	既往文献及び現地概略調査では、山地帯に生育する植物を中心に、丘陵帯から亜高山帯にかけて生育する植物、140科 1,056種が記録されている。
	・注目すべき植物種、植物群落、天然記念物等	①注目すべき植物種 既往文献及び現地概略調査により、対象事業実施想定区域及びその周辺地域において記録のある注目すべき種に該当する植物は60種が記録されている。これらの多くは既往文献のみの確認で、対象事業実施想定区域での現地概略調査での確認種は13種(ヤエガワカンバ、エゾタツナミソウ、ギンラン、サカネラン等)である。なお、イワカゲワラビ、ナガミノツルケマン、バアソブ、タカサゴソウの4種は、対象事業実施想定区域及びその周辺で生育記録のない種である。長野県希少野生動物保護条例の指定種としては、ヤマシヤクヤク、サクラソウ、ヤマユリの3種が含まれる。 ②注目すべき植物群落 注目すべき植物群落としては、霧久保沢に「霧久保沢の溪谷林」(第2,3,5回自然環境保全基礎調査、植物群落レッドデータ・ブックにより選定)、茂来山に「ブナトウゴクミツバツツジ群落」(長野県版レッドリストにより選定、(総合評価B))が分布する。 ③天然記念物等 対象事業実施想定区域及びその周辺ではシダ植物以上の高等植物に係る天然記念物等は分布しないが、その他の分類群として、蘚苔類のヒカリゴケの生育地「余地のヒカリゴケ」の1件が指定されている。
	2. 動物 ・動物相の概要	既往文献及び現地概略調査では、対象事業実施想定区域及びその周辺において、哺乳類27種、鳥類84種、爬虫類5種、両生類11種、魚類18種、昆虫類987種、クモ類3種、貝類23種が記録されている。
	・注目すべき動物	既往文献及び現地概略調査により、対象事業実施想定区域及びその周辺地域において記録のある注目すべき動物は、全体では92種の記録があり、内訳は哺乳類4種、鳥類23種、両生類4種、魚類7種、昆虫類49種、クモ類1種、貝類4種である。なお、注目すべき種に該当する猛禽類のうち、現地概略調査において対象事業実施想定区域で繁殖が確認されたのは鳥類のハチクマ1種である。
3. 生態系	水象、地象、動植物の予備調査の結果から、対象事業実施想定区域及びその周辺に見られる典型的な環境単位としては、山地の森林、山麓の耕作地・草地、河川・溪流の3つが挙げられる。これらの環境単位には、それぞれの区分を指標する動植物種が生育・生息しているほか、これらの区分を横断的に利用している中・大型哺乳類や猛禽類などの生態系上位の種が生息している。 3つの典型的な環境単位に生息し、かつその生息状況が比較的把握しやすい指標種として、山地森林タイプではニホンリスと森林性鳥類群集、台地耕作地・草地タイプでは草地性チョウ類群集、河川・溪流タイプではカワネズミとカジカが挙げられる。また、生態系の上位に位置し、小型の哺乳類や鳥類などを捕食する上位性の指標種として、哺乳類のテンと猛禽類のフクロウが挙げられる。	
3-5 景観・文化財の状況	1. 景観 ・景観資源	景観資源は、対象事業実施想定区域北側を流れる抜井川の上流にある古谷溪谷1件が存在する。
	・主要な眺望景観	不特定かつ多数の人が利用している主要な眺望地点は、茂来館、月見公園、茂来山、稲荷山公園コスモタワーの4地点が挙げられる。
	2. 文化財	対象事業実施想定区域及びその周辺には、佐久穂町指定の天然記念物が1件、史跡が1件、有形文化財が5件存在する。
3-6 触れ合い活動の場の状況	対象事業実施想定区域及びその周辺における主な触れ合い活動の場は、茂来山登山道(楨沢コース、霧久保沢コース)(登山)、抜井川(釣り)、海瀬総合グラウンドの3箇所が挙げられる。	
3-7 自然環境の総合的な状況	対象事業実施想定区域のある佐久穂町は、東西を山々に囲まれた谷状の盆地であり、気温の較差が大きく、降水量が少ない等、典型的な内陸性気候を示す高燥冷涼地である。また、年間を通じて晴天が多く、国内でも有数の日照時間が多い地域となっている。 対象事業実施想定区域は、秩父山地から伸びる小起伏山地、山麓地などに含まれる。山地は、カラマツ植林、アカマツ林、落葉広葉樹林等が分布する森林となっており、区域の北側を流れる抜井川沿いには、水田や畑地雑草群落などが見られる。森林や水田・草地などにはそれぞれの環境に適応した動植物が生育・生息し、中には行動範囲の広い大型哺乳類や、定期的な草刈りなどの手入れが行われることで生育・生息できる注目すべき動植物も確認されている。また、肉食の中型哺乳類や猛禽類を頂点とする生態系が成り立っていると考えられる。	

表 2-3-1(3) 対象事業実施想定区域内及びその周辺の自然的状況

調査項目	調査内容
3-8 大気・ 水質の状況	1. 大気質 ・二酸化硫黄 佐久局における平成28年度の二酸化硫黄の測定結果は、年平均値が0.004ppm、日平均値の2%除外値が0.008ppmであった。また、平成24年度～平成28年度は、各年とも年平均値が0.004ppm以下であり、短期的評価、長期的評価とも環境基準を達成している。
	・二酸化窒素 佐久局における平成28年度の二酸化窒素の測定結果は、年平均値が0.005ppm、日平均値の年間98%値が0.015ppmであった。また、平成24年度～平成28年度は、各年とも年平均値が0.010ppm以下であり、短期的評価、長期的評価とも環境基準を達成している。
	・浮遊粒子状物質 佐久局における平成28年度の浮遊粒子状物質の測定結果は、年平均値が0.010mg/m ³ 、日平均値の2%除外値が0.027mg/m ³ であった。また、平成24年度～平成28年度は、各年とも年平均値が0.020mg/m ³ 以下であり、短期的評価、長期的評価とも環境基準を達成している。
	・光化学オキシダント 佐久局における平成28年度の光化学オキシダントの測定結果は、昼間の1時間値が0.06ppm(環境基準)を超えた日は69日あり、環境基準を達成していない。また、平成24年度～平成28年度の年平均値は、概ね横ばいである。
	・有害大気汚染物質 佐久局では、有害大気汚染物質の測定は実施していない。
	・ダイオキシン類 佐久局では、大気中のダイオキシン類を測定しており、「平成28年度 水質・大気・化学物質測定結果」(長野県環境部水大気環境課)によると、最近の測定結果では、平成24年度の年平均値が0.013pg-TEQ/m ³ であり、環境基準(年平均0.6pg-TEQ/m ³)を達成している。
	・微小粒子状物質 佐久局における平成28年度の微小粒子状物質の測定結果の年平均値は9.6μg/m ³ 、日平均値の年間98%値は25.8μg/m ³ であり、環境基準を達成している。
	2. 騒音 ・騒音の状況 対象事業実施想定区域周辺において、平成27年度に長野県が国道141号(佐久穂町大字畑)で自動車騒音を測定しており、昼間72dB、夜間68dBであった。なお、この地点では環境基準が定められていない。
3. 水質 対象事業実施想定区域周辺においては、長野県による公共用水域における水質測定は行われていない。 対象事業実施想定区域からもっとも至近の環境基準点は、対象事業実施想定区域の西側を流れる千曲川における測定地点(臼田橋)であり、平成28年度の河川の環境基準達成状況は、生物化学的酸素要求量(BOD)、水素イオン濃度(pH)、浮遊物質(SS)及び溶存酸素量(DO)については環境基準を達成しているが、大腸菌群数については環境基準を達成していない。 また佐久穂町が実施している千曲川及び抜井川での水質調査結果では千曲川では全ての項目で環境基準を達成している。抜井川は類型指定されていないが、千曲川と同じA類型とした場合、pH及び大腸菌群数を除く項目で環境基準を達成している。	